

無戸籍問題の抜本的解消及び無戸籍者に対する支援体制の充実を求める意見書

法務省が統計を取り始めた 2014 年 9 月以降に把握した、親の事情などで自治体に出生届が出されず「無戸籍」になった人たちの累計は 1,426 人にのぼり、判明後に戸籍を取得した人をのぞいても、今年 8 月 10 日時点で 700 人が未だに無戸籍の状態であることが分かった。これは 2015 年 3 月時点の 567 人よりも増えている。同統計により石垣市においても 1 人の無戸籍者が確認されている。無戸籍者は出生届が出されていないため具体数の把握は困難で、潜在的な人数は更に多いとみられ、1 万人以上いると指摘されている。

無戸籍となった理由の約 8 割が民法第 772 条の、「妻が婚姻中に妊娠した子は夫の子」「離婚後 300 日以内に生まれた子は前夫の子」とする嫡出推定により、戸籍上、前の夫との間の子とされるのを避けるためとされ、そのほかの理由としては貧困やネグレクトにより出生届を出していないケース等がある。近年、DV の増加や結婚観の変化等、家族を取り巻く環境は変化しており、規定は「時代遅れ」との指摘があり、実態との乖離がある。

法務省は嫡出推定制度について、「子の福祉のために親子関係を早期に確定し、家庭の平和を尊重するため」とし合理性を有すると説明しているが、無戸籍を理由に「子の福祉」は著しく侵害され、戸籍を持たない者の権利が侵害される可能性があることも事実である。

無戸籍者は原則として住民票の作成、パスポートの発給申請、運転免許や国家資格の取得、銀行口座開設や不動産売買、携帯電話等の契約行為ができず、就学や、就職、結婚といった場面でも不利益を被っている。住民票がなければ、小学校の就学案内もとどかず、義務教育を受けることが出来なくなり、教育を受ける権利さえ保障されない。さらに選挙人名簿にも登録されず、選挙権の行使もできない。戸籍がなくても、市町村長の職権により住民票に記載することは可能であるが、正確な実態把握がされていない現状においては、依然として住民票が作成されないまま、必要な行政サービスが受けられない。無戸籍者が戸籍を取得するためには、裁判手続等が必要とされ当事者の精神的・金銭的負担は大きくためらう人もおおく、無戸籍者に対する早期からの相談支援体制の確立は不可欠である。

よって、石垣市議会は「子の福祉」と「子の早期の身分保障」を実現するため、今後無戸籍問題が生じないように民法第 772 条の嫡出推定規定について見直し、戸籍法や婚姻に関する法律との整合性を図ることなども含めた立法措置を求めるとともに、無戸籍者の実態の更なる把握に向けた体制の構築、及び無戸籍者に対する負担軽減、支援体制の充実を強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 21 日

石垣市議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官